

令和5年度アジアモンスーン地域の農業農村開発を通じた気候変動対策推進事業 (後発途上国型)に係る公募要領

第1 総則

令和5年度アジアモンスーン地域の農業農村開発を通じた気候変動対策推進事業(後発途上国型)(以下「本事業」という。)に係る公募の実施については、この公募要領に定めるもののほか、海外農業農村開発促進調査等補助金交付等要綱(令和4年3月30日付け3農振第2463号農林水産事務次官通知。以下「交付等要綱」という。)及び海外農業農村開発促進調査等実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2126号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)に定めるところによる。

第2 公募対象補助事業

【目的】

2022年4月に開催された第4回アジア・太平洋水サミットにおいて、我が国は、アジア太平洋地域における水を巡る社会課題に対し、我が国の先進技術を活用した質の高いインフラ整備等を通じて、積極的に貢献するとした「熊本水イニシアティブ」を発表した。このイニシアティブの中で農業農村開発分野は、農業用排水施設の整備や水田の雨水貯留機能の活用等を通じた農村の湛水被害の軽減による気候変動適応策と、農業用排水施設を活用した小水力発電やICT技術を活用した高度な栽培管理を可能とする農業用水管理システムの導入等を通じた温室効果ガスの抑制による気候変動緩和策を両立できる技術を「質の高いインフラ」として海外展開し、開発途上国の社会課題の解決と持続的な経済成長に貢献することが求められている。

また、2021年5月に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」では、環境との調和のとれた食料システムの確立に向けた環境負荷低減事業活動を推進しており、同戦略に基づき策定された「みどりの食料システム戦略技術カタログ」には取組可能な技術が多数掲載され、これらの技術が国内はもとより海外、特に東南アジア諸国に広く展開されることが期待されている。

上記の政策を踏まえ、アジアモンスーン地域の後発途上国を対象として、農業農村開発を通じた気候変動への適応策及び緩和策を両立する我が国の技術、製品等(以下「気候変動対策技術」という。)を活用した現地実証を行い、「熊本水イニシアティブ」や「みどりの食料システム戦略」の推進に貢献するとともに、気候変動対策を伴う国際協力のモデルケースとしてアジア太平洋地域における我が国の農業農村開発協力の方向性を示すことを本事業の目的とする。

【事業内容】

本事業は、アジアモンスーン地域の後発途上国を対象国として、我が国が有する農業農村開発を通じた気候変動対策技術の現地実証を行い、対象国における気候変動対策技術を活用した農業農村開発案件の事業展開構想を作成し、対象国への提案を行う。また、現地実証を行った気候変動対策技術の海外展開の拡大に向けて参考となる基礎資料を作成し、アジアモンスーン地域の後発途上国各国に共有する。

補助事業者は、カンボジア、ネパール、バングラディシュ及びラオスのうち2か国を対象国として選定し、令和5年度から令和8年度までの4年間の予定で、以下の1から3に掲げる事項を実施する。

1 気候変動対策技術の現地適用に関する現地実証

(1) 対象国の現状分析

ア 対象国の社会経済状況、農業農村地域の現状・課題、農業及び気候変動に関する政府方針、農業農村開発関連の気候変動対策技術の実施状況等について情報収集を行い、気候変動対策技術の導入に関する課題を分析し整理する。

イ 対象国の政府関係機関等と意見交換を行い、農業農村開発を通じた気候変動対策を必要とする地域を特定する。また、在外公館、JICA 事務所、JETRO 等との意見交換を行い、ODA 案件の検討状況や本邦企業のニーズを把握する。なお、在外公館等との連絡調整については、補助事業者からの要望に応じて設計課海外土地改良技術室の担当職員が行うものとする。

(2) 現地実証計画の作成

気候変動対策技術の現地実証は、以下のアで示すいずれか又は複数の技術を導入し、イで示すいずれかに貢献することを要件とする。

ア 気候変動適応に関する対策

- ・農業水利施設整備技術（付帯施設含む）
- ・農地基盤整備技術
- ・その他農業農村開発に関連する技術

イ 気候変動緩和に関する対策

- ・水田由来のメタンガス(CH₄)排出削減
- ・化石燃料の燃焼に由来する二酸化炭素(CO₂) 排出削減
- ・畑地由来の亜酸化窒素(N₂O) 等の温室効果ガス排出削減

ウ 上記の要件を満たした上で、以下の項目を含む気候変動対策技術の現地実証計画を作成する。なお、現地実証計画は、対象国の政府関係機関、現地実証対象地域の関係者、現地協力企業等と協議調整を行った上で作成することとする。

- ・対象地域
- ・実施期間
- ・整備計画
- ・想定される効果
- ・モニタリング方法
- ・整備に要する費用と財産の取り扱い

(3) 気候変動対策技術の現地実証

作成した現地実証計画に基づき、対象国の政府関係機関等の同意と協力を得た上で、本事業の事業費の範囲内において、必要な資機材の調達、施工、モニタリング等の現地実証を行う。

2 現地実証結果の評価・分析と気候変動対策技術の普及・展開

(1) 現地実証結果の評価・分析

気候変動対策技術の導入による気候変動適応策及び気候変動緩和策のそれぞれの効果について、導入前と比較した評価・分析を行う。

(2) 気候変動対策技術の普及・展開

現地実証の評価・分析の結果を基に、気候変動対策技術の普及・展開に向けて、以下を実施する。

ア 対象国において、適用可能な気候変動対策技術を活用した農業農村開発案件の事業展開構想を作成の上、対象国の政府関係機関等に対して事業実施のための提案を行う。

イ 現地実証を行った気候変動対策技術の海外展開の拡大に向けて参考となる基礎資料（気候変動対策技術の内容、期待される効果、費用、ターゲット層、留意点等）を作成し、アジアモンスーン地域の後発途上国各国においてワークショップなどを行う。

3 国内検討委員会の設置・開催

学識経験者を含む4名以上の有識者で構成される国内検討委員会を設置する。国内検討委員会において、以下の事項について意見・助言を求めるものとする。

(1) 事業実施方針の作成

(2) 現地実証計画の作成

- (3) 気候変動対策技術の現地実証
- (4) その他必要な事項

第3 公募対象団体

公募に応募できる団体は、1の対象団体に掲げる団体であって、2の応募資格・条件等を満たすものとする。

1 対象団体

民間団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、許可法人、独立行政法人等）

2 応募資格・条件等

- (1) 意思能力及び行為能力を有する団体であること。
- (2) 補助事業を遂行する資力を有する団体であること。
- (3) 法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理や意思決定等の方法について規約等が整備されていること。

第4 補助対象経費の範囲

1 調査員手当	
(1) 給料、職員手当等	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）」に基づき算出される経費
(2) 賃金	本事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業者が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
2 旅費	本事業の実施に直接必要な会議の出席、各種調査、打合せ、資料収集等に必要な旅費又は技術指導を行うための旅費として依頼した専門家に支払う旅費
3 その他経費	
(1) 需用費	本事業の実施に直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の調達に必要な経費
(2) 役務費	本事業の実施に直接必要かつそれだけでは本事業の成果とはなり得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、分析、試験等を専ら行うために必要な経費
(3) 委託料	本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の団体に委託するために必要な経費。ただし、提案書で事前に記載のあったもの以外、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
(4) 使用料及び賃借料	本事業の実施に直接必要な車両等の借り上げ、駐車場、会議の会場及び物品等の使用料、有料道路使用料等に必要な経費
(5) 備品購入費	本事業の実施に直接必要な備品の購入にかかる経費
(6) 資材購入費	本事業の実施に直接必要な資材の購入費
(7) 機械賃料	本事業の実施に直接必要な機械・器具等の借料及び損料
(8) 報償費	本事業の実施に直接必要な委員等謝金、講師等謝金、原稿執筆謝金、資料収集等に協力を得た人に対する謝礼に必要な経費（社内規定等に基づく単価の設定根拠によること）

なお、当該補助事業の仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる団体にあつては、仕入れに係る消費税等は補助対象経費にならないので注意すること。

第5 補助対象とならない経費

恒久的な建物等の建築に関する経費、不動産取得に関する経費及び本事業を実施しなくとも必要となる経費で、事業に直接関連のない経費。

管理費等事業共通で使用する経費については、事業分を明確に証明できない経費。

第6 補助金の額及び補助率

補助対象となる事業費は、令和5年度は15,000,000円、令和6年度以降は令和5年度と同額程度と想定しており、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を定額により補助する。このうち、50%を上限として海外開発コンサルタント等への再委託による実施を認めるが、その場合は提案書に記載すること。

なお、補助金の額は、補助対象経費の算定に誤りがないかどうか審査をした上で決定するため、提案のあった額より減額されることがあるとともに、2年目以降の予算については担保されているものではないため、当該年度の予算成立日以降に通知する。

第7 説明会の開催

1 本事業に関する説明会を次のとおり開催する。

日時：令和5年6月13日（火）《開催時間は、参加者に対し別途連絡する。》

場所：農林水産省庁舎内会議室またはオンライン形式

《詳細は参加者に対し別途連絡する。》

2 説明会への出席を希望する者は、別紙様式1「令和5年度アジアモンスーン地域の農業農村開発を通じた気候変動対策推進事業（後発途上国型）に関する説明会出席届」を令和5年6月9日（金）までに第8の4「提出・照会等窓口」へ提出すること（Eメールによる提出も可とする。）。

第8 課題提案書等の提出について

1 提出書類

(1) 「令和5年度アジアモンスーン地域の農業農村開発を通じた気候変動対策推進事業（後発途上国型）に関する課題提案書の提出について」（別紙様式2）

(2) 課題提案書（別紙様式3）

(3) 事業費内訳（別紙様式4）《本事業を実施するために必要な経費を全て記載すること。》

(4) 定款、規約、寄付行為、業務方法書等の規約

(5) 直近の資産、負債、収支予算及び収支決算等に関する事項が記載された財務関係書類

2 提出方法

持参、郵送、Eメールのいずれかにより提出すること。

Eメールにより提出する場合は、ファイル形式はPDF、容量は7MB以下とし、送信後、受信確認のため第8の4「提出・照会等窓口」の担当者に電話すること。

3 提出期限

令和5年6月26日（月）午後6時15分まで

（郵送の場合は、令和5年6月26日（月）までに窓口必着とする。）

4 提出・照会等窓口

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局整備部設計課海外土地改良技術室海外技術班

（本館5階ドア番号：本501）

TEL：03-3502-8111（内線5560）

FAX：03-5511-8251

E-mail：kaigaishitsu@maff.go.jp

担当者：課長補佐 古殿
海外技術基準係長 宮本
海外技術調整係長 菅

第9 課題提案書等の内容等

- 1 課題提案書は別紙様式3の「記載に当たっての注意事項」に従い作成すること。
「記載に当たっての注意事項」に従った課題提案書ではない場合には、提案書の評価を行わないことがあるので留意すること。なお、課題提案書は日本語で記載すること。
- 2 提出された課題提案書に疑義が生じた場合は、確認のため問い合わせを行う場合がある。
- 3 課題提案書の作成・提出等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- 4 一度提出された課題提案書等は、変更及び取消しができない。また、課題提案書等は返却しない。
- 5 課題提案書等は、当該公募に係る事務手続以外の目的で、応募者に無断で使用しない。

第10 課題提案書の選定（特定）

- 1 補助金等交付候補者の選定は、農村振興局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）において、審査基準に基づき、提出された課題提案書等について審査の上、選定する。
- 2 課題提案書等の内容を選定審査委員会に対して説明する機会を設けないため、提出された課題提案書等のみをもって審査し、選定する。
- 3 補助金等交付候補者は、令和5年度から令和8年度の4年間で同一の1団体を予定している。
ただし、提出された課題提案書等を審査し、補助事業遂行能力が備わっていないと判断できる場合及び応募者が1団体であった場合は、補助金等交付候補者として選定しない。

第11 選定結果の通知

選定審査委員会における審査・選定の結果、補助金等交付候補者として選定された団体に対しては選定された旨を、補助金等交付候補者として選定されなかった団体に対しては選定されなかった旨を、それぞれ通知する。

また、補助金等交付候補者として選定された団体の名称等は、公表する。

第12 主な留意事項

- 1 本事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、交付等要綱、実施要領等に従うこと。
- 2 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して5か年の間整備し保管すること。
- 3 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。
なお、当該財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定により農林水産大臣が定める処分制限財産とし、農林水産大臣が別に定める期間内において、当該財産を農村振興局長の承認を受けて処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させる

ことがある。

- 4 本事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間中であるか否かにかかわらず、第三者に漏らしてはならない。
- 5 人件費の算定等については、「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成２２年９月２７日付け２２経第９６０号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に従うこと。